

物品賃貸借契約書(案)

(甲) 青森市新町二丁目4番1号 県共同ビル1階
青森県後期高齢者医療広域連合

(乙)

上記当事者間において、ノートパソコン等（以下「物件」という。）の賃貸借のため、以下のとおり契約を締結した。

（賃貸借物件）

第1条 乙は、次に掲げる物件を甲に賃貸し、甲はこれを賃借する。

物件 ノートパソコン 26台

（賃貸借期間）

第2条 賃借期間は、令和5年6月1日から令和10年5月31日までとする。

（賃貸借料及び支払い）

第3条 物件の賃借料は、次のとおりとする。

総額 ￥ 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ 円)

月額 ￥ 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ 円)

2 乙は、別表1に掲げる毎月の賃貸借料を翌月末日までに発注者に請求するものとし、発注者はその請求があった日から30日以内に、賃貸借料を受注者に支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により、甲が物件を使用できなかったとき及びこの契約の解除の効果の発生により、賃貸借期間に1月未満の端数を生じた場合の賃貸借料は、1月を30日とする日割計算して得た額とする。

（消費税及び地方消費税額）

第4条 甲は、この契約に係る消費税及び地方消費税額（以下「消費税額」という。）を前条に定める支払方法に従い、乙に支払うものとする。

2 消費税額は、将来において税率の改定、その他の事由により算定方法に変更を生じた場合には、変更されるものとする。

（契約保証金）

第5条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、乙が契約を履行した後、乙に還付するものとする。

第5条(B) 契約保証金は、免除する。

（物件の設置場所）

第6条 甲は、物件を青森県後期高齢者医療広域連合執務室内において使用するものとする。

2 甲は、物件を他の場所に移転しようとするときは、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。この場合の移転に要する費用は、甲の負担とする。

(物件の所有権)

第7条 物件の所有権は乙に属し、甲はこれを常に良好な状態において管理するものとする。

2 乙は、物件に自己の所有物である旨の表示をするものとする。

3 甲は、物件が乙の所有であることを示す表示等を損傷する等物件の現状を変更するような行為をしてはならない。

4 甲は、契約期間の満了時に物件を受注者に対し返還するものとする。

(情報の所有権)

第8条 物件に、甲が入力した情報の所有権は甲に属するものとする。

2 甲はこの契約が解除となったときは、物件に入力した情報を削除して、乙に物件を返還するものとする。

(資料の管理)

第9条 乙は、甲から提供された契約にかかる資料（入出力帳票、ドキュメント及び記録媒体を含む。）について、以下のとおり適切な管理を行わなければならない。

(1) 契約にかかる業務以外の目的に使用してはならない。

(2) 甲の事前の承諾なくして、複製・複写し、または第三者に提供してはならない。

(3) 契約にかかる業務遂行上不要となった場合は、遅滞なく甲に返還する。若しくは、事前に甲の承諾を得て廃棄する。廃棄を行う場合は、当該資料に記録されている情報が判読できないように、必要な措置を講ずるものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(1) 本契約の条項に違反があったとき。

(2) 故意又は重大な過失により、甲に損害を与えたとき。

(3) 契約の締結又は履行につき、不正な行為があったとき。

(4) この契約に関し、刑法（明治40年法律第45号）第198条の規定による刑（受注者が法人である場合には、その役員又はその使用人に対する刑を含む。）が確定したとき。

(暴力団関与の場合の解除)

第11条 甲は、前条に規定する場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員を含む。以下同じ。）又はその使用人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 乙が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 乙が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前条又は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生ずることがあっても、甲は、その損害についての賠償は行わないものとする。

- 3 乙は、この契約の履行に当たり、乙及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合、速やかに警察へ通報・報告しなければならない。また警察の捜査上、必要な協力を行うものとする。

(契約保証金の帰属)

第12条(A) 甲が、第10条又は前条第1項の規定よりこの契約を解除したときは、第5条の契約保証金は甲に帰属する。

- 2 甲は、第10条又は前条第1項の規定よりこの契約を解除した場合において、前項の契約保証金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた額を損害賠償金として乙から徴収する。

(違約金)

第12条(B) 甲が、第10条又は前条第1項の規定よりこの契約を解除したときは、賃貸借料の、100分の5に相当する額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その金額又は端数を切り捨てるものとする。

- 2 甲は、第10条又は前条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、前項の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた額を損害賠償金として乙から徴収する。

(損害賠償)

第12条(C) 甲は、第10条又は前条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた額を損害賠償金として乙から徴収する。

- 2 甲の故意又は重大な過失によって物件が損害を受け、又はこれに損害を与えた場合、乙は発注者に対しその賠償を請求することができる。

(物件の返還)

第13条 甲は、第10条又は第11条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙の指定する期日までに、物件を乙に返還しなければならない。

(契約の変更、中止等)

第14条 甲は、必要がある場合には、契約の内容を変更し、又は契約を中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合、賃貸借料又は賃貸借期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議の上書面によりこれを定めるものとする。

(検査)

第15条 甲は、乙から納品物の提出を受領した日から起算して10日以内に検査し、その検査に合格したときをもって、乙からこの物件の引渡しを受けたものとする。

- 2 乙は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。
- 3 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 甲は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでの間において、品質等の確認をするための検査を行うことができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。
- 5 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又はき損したシステムに係る損失は、全て乙負担とする。

(個人情報の取扱い)

第16条 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議事項)

第17条 この契約書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲と乙の両者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年 月 日

甲 青森県後期高齢者医療広域連合
 連合長 小野寺 晃 彦

乙

別添

契約保証金等に係る削除条項

(1) 契約保証金を現物納付する場合

第5条（B） 第12条（B） 第12条（C）

(2) 履行保証保険契約に基づく免除の場合

第5条（A） 第12条（A） 第12条（B）

(3) 国又は地方公共団体との契約に係る実績に基づく免除の場合

第5条（A） 第12条（A） 第12条（C）

別表2
月額賃借料

西暦	月	月額賃借料	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	支払月	備考
令和5年	4月分	円	円	5月	
	5月分	円	円	6月	
	6月分	円	円	7月	
	7月分	円	円	8月	
	8月分	円	円	9月	
	9月分	円	円	10月	
	10月分	円	円	11月	
	11月分	円	円	12月	
	12月分	円	円	1月	
令和6年	1月分	円	円	2月	
	2月分	円	円	3月	
	3月分	円	円	4月	
	年度総額	円	円		
	4月分	円	円	5月	
	5月分	円	円	6月	
	6月分	円	円	7月	
	7月分	円	円	8月	
	8月分	円	円	9月	
	9月分	円	円	10月	
	10月分	円	円	11月	
	11月分	円	円	12月	
	12月分	円	円	1月	
令和7年	1月分	円	円	2月	
	2月分	円	円	3月	
	3月分	円	円	4月	
	年度総額	円	円		
	4月分	円	円	5月	
	5月分	円	円	6月	
	6月分	円	円	7月	
	7月分	円	円	8月	
	8月分	円	円	9月	
	9月分	円	円	10月	
	10月分	円	円	11月	
	11月分	円	円	12月	
	12月分	円	円	1月	
令和8年	1月分	円	円	2月	
	2月分	円	円	3月	
	3月分	円	円	4月	
	年度総額	円	円		
	4月分	円	円	5月	
	5月分	円	円	6月	
	6月分	円	円	7月	
	7月分	円	円	8月	
	8月分	円	円	9月	
	9月分	円	円	10月	
	10月分	円	円	11月	
	11月分	円	円	12月	
	12月分	円	円	1月	
令和9年	1月分	円	円	2月	
	2月分	円	円	3月	
	3月分	円	円	4月	
	年度総額	円	円		
	4月分	円	円	5月	
	5月分	円	円	6月	
	6月分	円	円	7月	
	7月分	円	円	8月	
	8月分	円	円	9月	
	9月分	円	円	10月	
	10月分	円	円	11月	
	11月分	円	円	12月	
	12月分	円	円	1月	
令和10年	1月分	円	円	2月	
	2月分	円	円	3月	
	3月分	円	円	4月	
	年度総額	円	円		
	4月分	円	円	5月	
	5月分	円	円	6月	
	6月分	円	円	7月	
	7月分	円	円	8月	
	8月分	円	円	9月	
	9月分	円	円	10月	
	10月分	円	円	11月	
	11月分	円	円	12月	
	12月分	円	円	1月	
令和11年	1月分	円	円	2月	
	2月分	円	円	3月	
	3月分	円	円	4月	
	年度総額	円	円		
	総 額 (60ヵ月)	円	円		